事 務 連 絡 令和 2 年 9 月 1 1 日

都 道 府 県 各 指 定 都 市 ひとり親家庭施策担当部局 御中 中 核 市

> 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 母子家庭等自立支援室

## 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた ひとり親家庭等への支援について

平素より、ひとり親家庭等支援の推進にご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

ひとり親家庭等については、経済的基盤が弱く厳しい状況にある中で、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、特に大きな困難が生じており、個々の状況に応じて適切な支援を提供することが重要です。

これまでも令和2年6月17日付けの事務連絡(「新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた「生活を支えるための支援のご案内」について(その2)」)において、厚生労働省のホームページに掲載しているひとり親家庭等が活用可能な支援策をまとめたリーフレットについて、ひとり親家庭からの相談があった場合に活用いただくよう周知してきたところです。このほか、令和2年3月19日付け及び令和2年3月23日付けの事務連絡において、母子父子寡婦福祉資金貸付金の償還金の支払い猶予等の取扱いや、生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の実施などについても、お示ししているところです。

今般、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえたひとり親家庭等への支援について、改めてご連絡させていただきますので、各都道府県・指定都市・中核市におかれては、ひとり親家庭等から、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえたご相談があった場合には、必要な支援をご紹介いただくなど、適切にご対応いただくようお願いいたします。

また、各都道府県におかれては、管内市町村(指定都市・中核市を除き、特別区を含む。)に対し周知いただくとともに、市町村の窓口においても、必要な支援をご紹介いただくなどの対応を行っていただくよう、周知願います。

### 1. 生活を支えるための支援のご案内

厚生労働省のホームページにおいて、国民の皆さまの生活を支えるための支援 策をまとめたリーフレットを掲載しております。「低所得のひとり親世帯への臨時 特別給付金」をはじめ、「緊急小口資金・総合支援資金」、「社会保険料等の猶 予」、「住居確保給付金」、「雇用調整助成金」、「新型コロナウイルス感染症 対応休業支援金」、「小学校休業等対応助成金・支援金」などひとり親家庭等が 活用可能な支援策の概要がまとまっています。

ひとり親家庭等から相談のあった場合には個々の状況に応じた適切な支援をご紹介いただくとともに、リーフレットに記載の国による支援施策や各自治体における独自の支援施策をまとめて行政側からひとり親家庭等へ積極的に働きかけを行うなど取組を進めていただくようお願いいたします。

○ 生活を支えるための支援のご案内

URL: https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000622924.pdf

### 2. 緊急小口資金等の特例貸付について

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入減少があった世帯の資金需要に対応するため、生活福祉資金貸付制度において、緊急小口資金及び総合支援資金の特例貸付を実施しております。

ひとり親家庭等から、新型コロナウイルス感染症の影響による収入減に対する 経済的支援について相談があった場合には、低所得のひとり親世帯への臨時特別 給付金のみならず、添付の資料やホームページをご活用いただき、当該特例貸付 についてもご紹介いただくよう改めてお願いいたします。

また、当該特例貸付の申込先は市区町村社会福祉協議会ですが、郵送による申請も可能です。下記特設サイトにおいて、特例貸付の申込窓口や申込書等を掲載しておりますので、ひとり親家庭等の相談窓口にあらかじめ緊急小口資金及び総合支援資金の申請書を備え、必要に応じて申請のサポートをするなど、申請者の負担軽減への最大限のご配慮をいただきますようお願いいたします。

○ 厚生労働省・生活支援特設ホームページ

URL: https://corona-support.mhlw.go.jp/seikatsufukushi/index.html

### 3. 母子父子寡婦福祉資金貸付金について

### (1) 各種の手続きについて

貸付の申請手続など、貸付業務に必要な事項については、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第第 23 条等に基づき、都道府県知事において定められているところですが、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、迅速な貸付が行われるよう、可能な限り、手続の簡素化等にご配慮いただきますようお願いいたします。

特に、面談回数の縮小や、添付書類の省略等についてご検討いただきますようお願いいたします。

### (2) 償還金の支払猶予等の取扱いについて

令和2年3月19日付けの事務連絡(「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う母子父子寡婦福祉資金貸付金の償還金の支払猶予等の取扱いについて」)においてお示ししているように、各種資金について、貸付けを受けた者が、新型コロナウイルス感染症の影響(※)により支払期日に償還を行うことが著しく困難になった場合には、償還金の支払いを猶予し、1年以内の償還金支払い猶予期間を設けることができます。この猶予期間中は、利子が課せられません。

また、母子父子寡婦福祉資金貸付金については、もとより、償還期限の範囲 内で月々の返済額を変更することも可能となっています。ひとり親家庭等の個 々の状況に応じてきめ細かにご対応いただきますようお願いいたします。

※ 新型コロナウイルス感染症の影響については、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第19条第1項第1号に規定する「その他やむを得ない理由」、母子及び父子並びに寡婦福祉法第32条第3項に規定する「政令で定める特別の事情」(施行令第34条第4項の「その他の理由」)とみなすことができます。

### 4. 住居に関する相談があった場合の対応について

1で述べた国民の皆さまの生活を支えるための支援策をまとめたリーフレットにも記載されているとおり、新型コロナウイルス感染症による影響に伴い、休業等に伴う収入減少により住居を失うおそれが生じている方に対しては、ひとり親家庭を含め、一定期間家賃相当額の支援を行う「住居確保給付金」による支援を行っているところです。

また、ひとり親家庭は、従前より公営住宅の優先入居の対象世帯とされているほか、母子生活支援施設への入所することが可能となっています。別添令和2年9月11日付けの事務連絡(「新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえたひとり親家庭等の母子生活支援施設の利用について」)においてお示ししているとおり、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、母子生活支援施設での支援を希望するひとり親家庭等については、必要な支援が受けられるようお願いしているところです。

ひとり親家庭等から住居に関する相談があった場合には、個々の状況に応じて きめ細かくこれらの施策をご紹介いただき、関係部署とも連携しながらご対応い ただきますようお願いいたします。

### 5. ひとり親家庭等からの相談支援体制の構築・強化について

令和2年5月27日付けの事務連絡(「令和2年度第2次補正予算案に係るひとり親家庭等への支援に関する財政措置について」)によりお示ししているとお

り、「感染防止に配慮したひとり親家庭等相談支援体制強化事業」において、各種支援施策の申請手続等に関する相談を集中的に受け付けるコールセンター等の開設費用や、通信機能を備えたタブレット端末等の購入費用の補助を行っております。

当該事業については、上記のほか、「1.生活を支えるための支援のご案内」 に記載している支援施策の周知に要する費用なども補助対象となりますので、積 極的に活用いただきますようお願いいたします。

○ 1 自治体当たり 1,000 千円 (補助率:国1/2)

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で、 生活資金でお悩みの皆さまへ

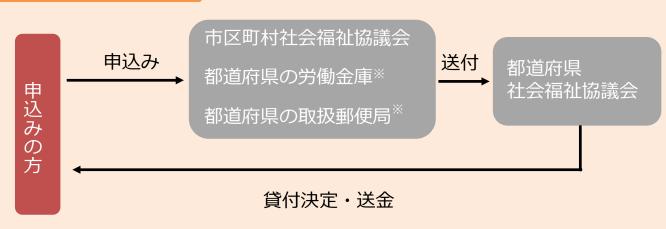
# 一時的な資金の緊急貸付に関するご案内

各都道府県社会福祉協議会では、低所得世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う生活福祉資金貸付制度を実施しております。

本制度につき、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、貸付の対象世帯を低所得世帯以外に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、**償還免除の特例を設けた**緊急小口資金等の特例貸付を実施しています。

特例貸付の具体的な内容は裏面をご覧ください。また、具体的な内容のご確認等は下記へお願いします。

## 貸付手続きの流れ



- ※ 労働金庫及び取扱郵便局で申込みを受け付けるのは緊急小口資金のみであり、 総合支援資金については、お住まいの市区町村社会福祉協議会にご相談ください。
- ●一般的なお問い合わせは相談コールセンター 0120-46-1999 ※ 9:00~21:00 (土日・祝日含む)
- お申込みはお住まいの市区町村社会福祉協議会
  - 又は**労働金庫、取扱郵便局** ※ 郵送でのお申込みもできます。 (郵便局は窓口への持参のみの対応となります)
- ※ 多くの都道府県・指定都市社協のHPでは、"リンク集"や"市町村・区社協一覧(名簿)"として市区町村 社協HPを掲載しております。

右のQRコードよりご確認下さい。掲載されていない場合は、インターネット上の検索サイトを利用して検索をお願いします。



# <u>今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く</u> 住民税非課税世帯の償還を免除することができることとしています。

## 主に休業された方向け(緊急小口資金)

赤字は従来の要件を緩和したもの。

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を 行います。 •

■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、 休業等により収入の減少があり、緊急 かつ一時的な生計維持のための貸付を 必要とする世帯

- ※ 従来の低所得世帯等に限定した取扱を拡大。
- ※ 新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、 休業状態になくても、対象となります。
- ■貸付上限額

## 20万円以内

- ※ 従来の10万円以内とする取扱を拡大し、下記に該当 する世帯は、貸付上限額を20万円以内とする。
  - 7 世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等が いるとき
  - イ 世帯員に要介護者がいるとき
  - り 世帯員が4人以上いるとき
  - I 世帯員に新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、 臨時休業した学校等に通う子の世話を行うことが必要と なった労働者がいるとき
  - オ 世帯員に風邪症状など新型コロナウイルスに感染した恐れのある小学校等に通う子の世話を行うことが必要となった労働者がいるとき
  - カ 世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入 減少により生活に要する費用が不足するとき
  - ‡ 上記以外で休業等による収入の減少等で生活費用の貸付が必要な場合

■据置期間

### 1年以内

- ※ 従来の2月以内とする取扱を拡大。
- ■償還期限 2年以内
- ※ 従来の12月以内とする取扱を拡大。
- ■貸付利子・保証人 無利子・不要
- ■申込先市区町村社会福祉協議会 又はお住まいの都道府県内の 労働金庫、取扱郵便局

# 主に失業された方等向け(総合支援資金)

※総合支援資金のうち、生活支援費

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、 収入の減少や失業等により生活に困窮 し、日常生活の維持が困難となってい る世帯

- ※ 従来の低所得世帯に限定した取扱を拡大。
- ※ 新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、 失業状態になくても、対象となります。
- ■貸付上限額
  - · (二人以上) 月20万円以内
  - ・(単身) 月15万円以内 貸付期間:原則3月以内

- ■据置期間 1年以内
- ※ 従来の6月以内とする取扱を拡大。
- ■償還期限 10年以内
- ■貸付利子・保証人 無利子・不要
- ※ 従来、保証人ありの場合は無利子、な しの場合は年1.5%とする取扱を緩和。
- ■申込先 市区町村社会福祉協議会